一般社団法人日本電機工業会 常勤役員の報酬・退任慰労金については、総会で決議され、次の基準により支給されております。

I 常勤役員報酬支給基準

1. 目的

この基準は、本会の常勤役員(以下役員という)の報酬に関し、必要な事項を定める。

2. 報酬体系

役員の報酬は、月額報酬および賞与とする。

3. 月額報酬

役員の月額報酬は、職位に応じて90万円から115万円の間で、会長が決裁した額とする。

4. 月額報酬の支給日

月額報酬の支給日は、毎月20日とする。ただし、支給日が休日の時は、その前日に支給する。

5. 月額報酬の日割り計算

新たに役員となった月および退任した月の報酬額は、日割り計算による。

6. 賞与の支給時期

役員の賞与は、毎年6月および12月に支給する。

7. 賞与支給額の決定

役員の賞与は、月額報酬に支給率を乗じて算出する。

支給率は、収支の状況、会員企業および社会・経済の状況等を総合勘案して会長が決裁する。

8. 賞与の日割り計算

賞与支給対象期間中に新たに役員となった時および役員を退任した時の賞与は、月割 計算とする。尚、日割り計算により精算する。

9. その他手当

月額報酬及び賞与とは別に、通勤手当を支給する。

Ⅱ 常勤役員退任慰労金支給基準

1. 目的

この基準は、本会の常勤役員(以下役員という)の退任慰労金に関し、必要な事項を 定める。

2. 退任慰労金の支給

退任慰労金は、役員が退任した場合はその者に、死亡した場合はその遺族に支給する。 但し、定款第15条第1項第2号に規定する事由により解任された場合は、当該役員に 退任慰労金は支給しない。

3. 退任慰労金の支給額

退任慰労金は、次の算式で算出した額を支給する。 なお、乗数については、専務理事は0.25、常務理事は0.15とする。 退任慰労金=月額報酬×在籍期間(月数)×乗数

4. 退任慰労金の加算又は減算

退任慰労金は、退任する役員の任期中の業績を勘案し、会長の決裁により退任慰労金の10%を限度に加算又は減算して支給することがある。

5. 在籍期間の計算

在籍期間の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じた時は、1か月とする。

6. 端数整理

この基準の定めるところにより退任慰労金の計算の結果生じた 1,000 円未満の端数は、1,000 円に切り上げる。

7. 退任慰労金の支給時期

退任慰労金は、特別の事由がある場合を除き、支給事由が発生した日から、1か月以内に支給する。